

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 366 号）

[事業者による行政文書部分公開決定審査請求事案]

(答申日：令和4年11月16日)

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 開示請求

令和3年2月17日、公開請求者は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39条。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

平成〇年〇市〇の不法投棄事件

〇が大阪府の行政事件を受けた事件です！

産廃を持ち込んだ会社50社ほどに引き上げ命令を出した会社のリスト社名住所などすべてを教えてください！

2 意見書の提出等

（1）同年3月5日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書として、3（1）の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、本件行政文書に、審査請求人に関する情報が記録されていることから、条例第17条第1項の規定に基づき、意見書提出の機会を付与するため、審査請求人に対して、意見書の提出依頼書を送付した。

（2）同月11日、審査請求人は、実施機関に対し、次のとおり理由を付して、本件行政文書の公開に反対する旨の意見書を提出した。

（公開に反対する理由）

刑事罰も受け、罰金も支払い、ゴミも全て引き上げたので反対です。

3 本件決定

同月18日、実施機関は、条例13条第1項の規定により、本件行政文書のうち、下記（2）に掲げる公開しないことと決定した部分（以下「本件非公開部分」という。）を除いて公開するとの部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）のとおり理由を付して、その旨を公開請求人に通知した。

（1）本件行政文書

- ・措置命令対象事業者の一覧表（平成15年5月12日付け）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（平成15年3月3日付け）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（平成15年2月7日付け）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（平成15年1月9日付け）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（平成14年11月29日付け）

- ・措置命令対象事業者の一覧表（平成14年11月1日付け）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（平成14年10月2日付け）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（平成14年8月29日付け）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（平成14年7月9日付け）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（平成14年6月3日付け）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（平成14年5月8日付け）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（平成13年12月28日付け）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（平成13年12月10日付け）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（写）（平成13年12月10日付け）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（平成13年11月13日付け）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（作成日不明その1）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（作成日不明その2）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（作成日不明その3）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（作成日不明その4）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（作成日不明その5）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（作成日不明その6）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（作成日不明その7）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（作成日不明その8）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（作成日不明その9）
- ・措置命令対象事業者の一覧表（作成日不明その10）

（2）本件非公開部分

- ア 産業廃棄物の処理に係る費用、経営状況に係る情報
- イ 個人の氏名

（3）公開しない理由

ア 大阪府情報公開条例第8条第1項第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、産業廃棄物の処理に係る費用、経営状況に係る情報が記載されており、これらを公にすることにより、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

イ 大阪府情報公開条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、個人の氏名が記載されており、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

4 審査請求人への通知

同日、条例第17条第3項の規定により、本件決定を行った旨及び本件非公開部分を除いて公開することとした理由を以下のとおり付して審査請求人に通知した。

（本件非公開部分を除いて公開することとした理由）

行政文書公開請求に対する公開、非公開の決定は、条例の規定に即して行われなければならないものであり、本件行政文書（公開部分）に記載されている情報は、公にすることにより当該法人又

は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、条例第8号第1項第1号に該当しないほか、同条例第8条第1項各号又は第9条各号に該当しないため。

5 審査請求等

同月28日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

また、本件決定については、同月29日、審査請求人が同法第25条第2項の規定により、本件決定の執行停止申立てを行い、同年4月1日、実施機関が執行の停止を決定して、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。

第三 審査請求の趣旨

1 審査請求に関する処分を取り消す、との決定を求める。

2 審査請求に関する処分のうち令和3年3月18日付け情報の公開決定に係る通知書の「公開することと決定した行政文書中の公開しないことと決定した部分及びその理由」が「該当なし」とされている点について、「代表者の氏名」を公開の対象とすると決定した部分を取り消す、との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求の理由

審査請求にかかる処分は、次の点が違法不当である。

措置命令当時、大阪府の指定した業者に廃棄物処理・撤去を行わせ、全て指示通りに対応しました。

○が措置命令を受けた当時、同社の代表者氏名・役職等の公表措置は受けなかった。にもかかわらず、今般、情報公開制度を経由することで実質は公表措置が取られたのと同じ状況を作ることは、大阪府情報公開条例第8条第1項第1号の「当該法人等・・・の競争上の地位その他正当な利益を害する」こととなる。

第五 質問実施機関の主張要旨

質問実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

理由説明書における主張

1 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により徴収した報告及び第19条第1項の規定により実施した立入検査の結果に基づき、作成した資料である。

2 本件行政文書について、本件決定により実施機関が公開対象とした内容が条例第8条第1項各号及び条例第9条各号に該当しないことについて

(1) 条例第8条第1項第1号に該当しないことについて

実施機関が主張した第六の意見は妥当であり、本件行政文書は条例第8条第1項第1号に該当しない。

なお、法人に関する登記事項など、法令の規定により何人でも閲覧できる情報（閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは含まない）は、「正当な利益を害する」と認められず、公開できる情報である。

(2) 条例第8条第1項第4号に該当しないことについて

ア 条例第8条第1項第4号は、

(ア) 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、涉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、

(イ) 公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに該当する情報が記録された行政文書については、公開しないことができると規定している。

イ ア (ア) の要件について

本件行政文書は、法第18条第1項の規定による報告の徴収及び法第19条第1項の規定により実施した立入検査の結果に基づき、作成した資料であり、審査請求人等による違反行為に対して行った行政指導の結果等が記載されている。これは条例第8条第1項第4号に規定する府の機関が行う取締り、監督、立入検査等の事務に該当する情報を含むものである。

ウ ア (イ) の要件について

次に、本件行政文書に記載されている情報を公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるかについて検討する。

条例の解釈運用基準によれば、条例第8条第1項第4号の「事務の目的が達成できなくなる」とは、立入検査、交渉等事務の性質上、それらに係る情報を公開すれば、事務事業を実施しても期待どおりの結果が得られず、実施する意味を喪失する場合などをいい、「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」とは、公開することにより、特定の者に不当に利益又は不利益を与えるなど、事務事業の公正さを著しく損なうことなどをいうとされている。

また、「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく、法的保護に値する蓋然性がある場合に限られるとされている。

実施機関は、違法行為を行った者に対して、その是正の行政指導を行い、行政指導に従わず違法行為を継続している行為者に対しては、違反内容に応じて、弁明の機会付与等の手続を執った後に法第19条の5に基づく措置命令等の処分を通じて、是正に必要な行為が実施されるようとする場合がある。

本件行政文書に記載の事案では、実施機関は、審査請求人の違法行為に対して、上記手続

きにおける行政処分を行ったものであり、本件行政文書の情報を公開したとしても、府の機関が行う法に関する立入検査等の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれはない。

以上のことから、本件行政文書に記載されている情報は、条例第8条第1項第4号に該当しない。

(3) 条例第8条第1項第2号、第3号、第5号及び条例第9条第1号、第2号に該当しないことについて

本件行政文書に記載されている情報が、条例第8条第1項第2号、第3号、第5号及び条例第9条第1号、第2号に該当するかについては、本件行政文書には、第三者（個人又は法人等）から公にしないことを条件に提供を受けた情報、公にすることにより事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報、特定の個人が識別され得るものうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報、法令の規定により公にすることができない情報は含まれていないことから、いずれの規定にも該当しない。

3 結論

以上から、本件行政文書について、本件決定により公開対象とされた内容は、条例第8条第1項各号及び第9条各号に該当せず、条例第13条第1項の規定に基づいて行われた本件決定に違法、不当はないものと考える。

第六 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

(1) 本件審査請求は、条例第8条第1項第1号の「競争上の地位を害すると認められるもの」の要件に該当しないこと。

条例第8条第1項は、同項各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると定めているところ、同項第1号では、「法人・・・その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報・・・であって、公にすることにより、当該法人等・・・の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」を「公開しないことができる行政文書」としている。

本号の趣旨は、法人等及び事業を営む個人（以下「事業者」という。）の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないとの見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるとするものである。

かかる趣旨から、本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等を公開されることにより、公正な競争の原理

を侵害すると認められるものをいう。

本件行政文書には、公にすることにより審査請求人の「競争上の地位を害すると認められるもの」は記載されていない。

したがって、本件行政文書は、公にすることにより審査請求人の「競争上の地位を害する」とは認められない。

(2) 本件審査請求は、条例第8条第1項第1号の「その他正当な利益を害すると認められるもの」の要件に該当しないこと

本号の趣旨から、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいう。

法第19条の5第1項において、「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（第19条の3第3号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者（その者の委託により収集、運搬又は処分を行つた者を含む。）である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第19条の8において同じ。）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第19条の8において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。」と規定されている。

また、法第12条第5項（法第19条の5に基づく措置命令（以下、「措置命令」という。）を発出した平成13年12月10日時点においては第3項）において、「事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処理する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第7項並びに次条第5項から第7項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第7項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。」と規定されている。

本件行政文書は、法第19条の5第1項第2号に基づき平成13年12月10日付け措置命令の対象となった50事業者の一覧表であり、違法行為を行つた事業者の名称や所在地等が記載されている。

法第12条第5項に違反した場合は、法第25条に規定する罰則の対象となることからすると、当該事業者が、情報の公開によって一定の影響を被ることはやむを得ないものである。

また、当該事業者は、当該措置命令に対して、速やかに必要な措置を講じ、その内容を当該事業者自らが公表して十分に説明を行う等により、信用の回復を図ることが可能である。

さらに、措置命令を受けた者の氏名又は名称等を公表する場合、大阪府のホームページ等によ

り不特定多数を対象として実施されるものであるから、本件決定は、審査請求人がいう「公表措置がとられたのと同じ状況」には当たらない。

したがって、本件行政文書は、公にすることにより審査請求人の「その他正当な利益を害する」とは認められない。

なお、違法行為を行った事業者名等の公開の可否に関する考え方は、大阪府情報公開審査会答申（平成31年3月8日大公審答申第305号）においても示されているところである。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第七 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保証するという理念の下であっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件係争情報について

本件行政文書は、実施機関が法第19条の5第1項第2号に基づき、平成13年12月10日付け措置命令を行い、その対象となった50事業者の一覧表であり、違法行為を行った事業者の名称や所在地等が記載されたものである。

本件行政文書には、事業者の名称及び所在地、代表者の氏名及び役職、廃棄物の処理委託量、廃棄物の処理方法や撤去状況に係る情報が記載されている（以下「本件係争情報」という。）。

3 本件係争情報に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、本件係争情報が公表されることについて措置命令を受けた当時、措置命令を受けた企業の代表者氏名・役職等は公表されなかつたにもかかわらず、情報公開制度において当該情報が明らかとなり、公表措置がとられたのと同じ状況となることは、条例第8条第1項第1号に該当すると主張し、本件行政文書全ての非公開を求めていることから、以下検討する。

（1）条例第8条第1項第1号について

事業を営む者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業を営む者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

同号は、

ア 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体を除く。）その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外公開情報」という。）を除く。）が記録されている行政文書を公開しないことができる旨定めている。

（2）条例第8条第1項第1号該当性について

ア 本件行政文書は、実施機関が法第19条の5第1項第2号に基づき、作成した平成13年12月10日付け措置命令の対象となった50事業所の一覧表であり、違法行為を行った事業者の名称や所在地等が記載されているものであるから、（1）アの要件に該当する。

イ 次に、本件係争情報が（1）イの要件に該当するかどうか、以下検討する。

審査請求人は、本件係争情報が公表されることについて、当時、措置命令を受けた企業の代表者氏名及び役職等は公表されなかったにかかわらず、情報公開制度において当該情報が明らかとなり、公表措置がとられたのと同じ状況となることは条例第8条第1項第1号に該当すると主張する。

しかしながら、本件事案については法第12条第5項に違反したことにより、法第25条第1項第6号に該当し、罰則の対象となることから、当該事業者が、情報の公開によって一定の影響を被ることはやむを得ないものである。

この事業者は、措置命令を受けたのち、速やかに実施機関から指導を受けた事項について是正したのであるから、これを当該事業者自らが公表し、十分に説明を行うことで、信用の回復を図ることが可能である。

また、本件については、情報公開制度を通じた情報提供の一貫であって、情報が提供されることで制裁的な効果も生じるが、それだけをもって公表を妨げる理由とはならない。

以上のことから、本件係争情報を公にすることにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するとはいはず、（1）イの要件に該当しない。

ウ よって、本件係争情報は条例第8条第1項第1号に該当しない。

4 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には理由がなく「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

正木 宏長、魚住 泰宏、井上 理砂子、春名 麻季